CRPD第27条・一般的意見案へのコメント（2021年12月）No.２３

**アクセス・ツー・ワーク（「労働へのアクセス」）欧州の意見**

（JD仮訳）

**アクセス・ツー・ワーク欧州（Access to Work Europe）とは**

　アクセス・ツー・欧州は、シェルタード・ワークショップ（以下、ワークシップ）のサービスを代表する欧州全体のサービス提供者の連携組織である。同組織は、障害者にとっての労働の価値の認識と、国連障害者権利条約に従った彼らの労働の権利を促進する。

**障害者の雇用可能性**

一般的意見草案には、速やかに、かつ、持続的に実施されれば、障害者の権利を大きく前進させ、障害者の選択肢を増やすことができる多くのよい取組みが含まれる。

　2008年の経済危機以来だけでなく、現在のコロナ大流行により障害者は雇用で巨大なバリアに直面している。欧州における障害者の失業率は、各国により様々な政策が実施されてきたにもかかわらず、一般人口のほぼ2倍となっている。それに加え、いくつかの障害種別については職場への統合がもっとも困難と事業主により思われている。このことは、とくに知的および心理的障害についてはあてはまる。

　進行中のコロナ大流行は、欧州の障害者の雇用機会にさらなる否定的影響を及ぼすだろう。

　アクセシビリティの険しいバリアの故に、望む雇用を達成しえない人びとがいる。一般労働市場に移行した人びとのなかには、必要とする、あるいは、継続的な支援を受けられなかったか、および／またはいじめや嫌がらせがあったためワークショップに戻る人びともいる。

　しかし、これらの状況および現実は、現在の労働市場の状況から被害を被っている障害者のために整備されている支援組織が、責めを負うべきではない。ワークショップは、一般労働市場の現在の状況ではいかなる雇用にも就く機会が与えられていない、あるいは、まだ与えられていない障害者の職業生活への参加を支援する一連のサービスを提供している。

**職業リハビリテーション―選択の自由を可能にするための目標を伴う総合的なシステム**

ワークショップは、障害者が選択の自由が持てるようにし得る、職業リハビリテーションの包括的システムの一部であるとわたしたちは信じている。わたしたちは、そうするためのメカニズムの整備に委員会の注意を向けたい。

　個人が、自ら選択できるということを守るために、彼または彼女は、これらの機会（選択）の実践により恩恵を蒙れるようにしなければならない。しかしながら、そのためには、本人中心で、本人にあわせた支援をしばしば必要とする、重度の知的・心理的障害のある多くの人びとがいる、ということを忘れてはならない。

　一方、幅広い選択肢を提供するために、障害者に対する多様な支援制度やサービスがすでに存在する。ワークショップは、（そうした）全体のシステムの一部である。

　障害の重さにより、どのような種類の労働プロセスを行うためにもとくに集中的な支援を必要とするか、あるいは、構造的ないつもの日課を必要とする障害者は、多くの国ではデイケアセンターで支援されている。これらのセンターはワークショップと接続または統合されることができ、これにより、労働プロセスに参加でき、参加しようとする人びとがワークショップのサービスに移行できる。

　それらの障害者は、本人中心で、かつ、本人にあわせた職業訓練措置を通して様々な職業分野の技能を獲得できる。目標は、才能を特定・育成すること、そして職業的選択肢をすべての障害者に示すことである。いくつかの国では、職業訓練はワークショップのサービスの一部として行われ、他の国では、それは（ワークショップとは）別のサービスである。

　ワークショップ・サービスは、職業訓練と実務経験の両方を通して障害者にいくつかの職業分野での訓練機会を提供する。それらは、すべての個人の能力および好みに基づくサービスを提供する。

　ワークショップは、労働および訓練環境を個人のニーズにあわせて障害者を労働、職業教育および訓練で支援する特定の専門的技術を何年にもわたり開発してきた。この種の専門的技術は、インクルーシブな労働市場へのどのような移行にも必要とされる。

　また、ワークショップは、より一層地域ベースで機能している。それらは、たとえば、カフェー、小売店および図書館などを開設することにより、障害者が社会生活に参加したり、社会関係（づくり）の機会を提供することで、サービスを発展させている。ワークショップは、もはや隔離された雇用の場とは見なされ得ない。これらの労働機会は、つぎのステップにつながるインターンシップまたは職業訓練の取組でありうる。

　指導つきの実務研修または統合された職場は、障害者がより自立して働けることを望み、かつ、それが可能かどうかを見る機会を彼らに提供する。他の選択肢には、援助付き雇用サービスまたはインクルーシブ企業で働くことが含まれる。これらの措置は、ワークショップによりすでに実施されている。

　援助付き雇用は、障害者またはその他の社会的弱者が一般労働市場での有給雇用を確保・維持するのを援助するための支援を提供することを意味する。多くの国では、このサービスは主として長期にわたる支援を必要とはしない障害者に提供される。

　包摂企業は、障害者、時としてはワークショップの元利用者で、日々の条件下で働く準備が出来ていると感じる者が、雇用され、障害のない人びとと一緒に働く。従業員に占める障害者の割合は、少なくとも30％でなければならない。

　前述の措置、支援サービスならびに労働および雇用分野における障害者のための他のすべての選択肢は、浸透性のあるシステムをつくるため、協力して途切れなく機能しなければならない。重度障害者が一般労働市場で職を見つける機会を増やすには、柔軟性、本人中心の個別支援ならびに適切な労働環境が鍵である。しかし、いままでのところ彼または彼女の現在の状況で最善の選択肢を開発・探究するのを妨げる多くの法的・構造的障壁がある。

**より柔軟性があり、本人中心に向けた提案**

　保護雇用と援助付き雇用は、しばしば矛盾する措置と説明される。しかしながら、またしばしばそれらは不可分か、あるいは（それらが）密接に協働する際、もっとも効果的であるということが明らかにされてきた。

　多くの国では、障害者を、仕事を通して支援する可能性が一層ひろがっている。しかしながら、援助付き雇用制度の最大の問題のひとつは、資源不足のため、その（サービス）受益者が少人数で、かつ、期間が限られているということである。障害は治癒されえないし、なくなりもしない―とくに重度の知的、身体的および心理的障害のある者は、彼の労働人生を通して継続的な支援が必要でありうる。それに加え、高齢化により、身体、認知および／または心理レベルで障害の発生に至ることがしばしばある。

　一般労働市場への移行の成功は、従前の、即ち、保護雇用組織および新たな支援付き雇用組織が十分密接に連携しないか、または、支援環境全体が変化するという事実によってしばしば妨げられる。この不利は、これらの組織間のリンクとして行動する統合アドバイザーやジョブコーチの発展によって克服されうる。

　障害者のキャリアパスにとって他の大きなバリアは、制度から制度へ、またサービスからサービスへ柔軟にシフトしたり、同時に異なるサービスを受けることが、実践上きわめて難しいことである。

　一方、こうしたことは、しばしば必要とされる。障害者は、他の選択肢がうまくいかない場合、なじみの支援環境にもどるための保証をしばしば必要とする。また、同時に異なる措置を受けることが可能でなければならない。このことは、しばしば、所管行政が異なっていることや費用の関係で提供されえない。

**真の選択の自由**

最後に、１つの選択肢―ワークショップで働く選択肢を誤った選択肢と呼称し、各国間だけでなく地域間でも完全に異なっている多くのサービスを含むワークショップを、一つの名称のもとで批難し、その選択肢を取り除くこと、これらすべてをそこで提供される様々なサービスから恩恵を受ける人びとの意見も聞かずに行うことは、問題をよりよくせず、むしろより悪くするものである。

　多くの人びとは、自らの多くの理由で、ワークショップで働く選択をすることを表明している。これらの理由は聞かれ、尊重されなければならない。

　信頼がおけ、その上柔軟な支援システムを、ときにはそのキャリアパスの最初から労働生活の最後までずっと必要とする人がいることが考慮されなければならない。

　多くの国の行政機構は、本人中心の支援のかわりに、柔軟性のない規則によりしばしばそれを妨げている。一方、この分野の社会サービスの側では、必要な支援を提供・発展させるのに、財源と時間的資源の一層の欠如に直面している。

**結論**

　従って、わたしたちは、ワークショップは、健常者優先主義の結果であり、そのサービスを選択することは、誤った選択肢であるという（委員会の）主張には強く反対する。

　インクルーシブな労働市場は、いまだ達成されていない。障害者が、職業生活でのあらゆる潜在的可能性を開発するのを妨げる多くの法的、構造的および社会的バリアがある。

　これが、ワークショップのサービスが存在する理由である。その目標は、社会や一般労働市場から障害者を「保護する」ことではなく、働く機会がまったくないことから彼らを「保護する」ことである。これが事実である限り、ワークショップは、障害者権利条約に従って、障害者に働く機会を提供している。

　さらに条約の原則を尊重し―多くのワークショップはそうであるが―障害者のニーズと期待にこたえるいかなる組織も、本来インクルーシブであると、わたしたちは信じる。

　障害者により多くの選択肢を提供するためには、労働市場状況が緊急に向上されなければならないということに、わたしたちは賛成する。しかし、多くの障害者のニーズを満たす現存の選択肢を取り除くことは、彼らを恒久的、永続的に失業させ続けるのみである。

　わたしたちが提唱するのは、障害者の選択の自由を妨げるすべての法的・構造的規定を改正するよう国に要請すること、および所管の各国家当局が障害者を労働不能と分類するのではなく、巨大な障害者グループとその可能性に焦点を当てることである。

（翻訳：松井亮輔、春名由一郎）